



太子町高齢者情報局

平成31年2月号

太子町高齢者情報局は、「高齢者の暮らしに必要な情報や太子町からのお知らせを提供します。

皆さん、いかがお過ごしですか。

今回は、『運転協力者（運転ボランティア）養成講習会』『介護予防講座』『働きながら介護をするための制度があります』をお届けします。

● 運転協力者（運転ボランティア）養成講習会 ●

太子町社会福祉協議会では、移動支援が必要な人へのサービスを提供するため、運転協力者（運転ボランティア）養成講習会を行います。講習は国土交通省が定めるカリキュラムに沿って行い、知識と技術を習得できます。地域の支え合いの輪を広げるため、ぜひ、ご参加ください。

【と き】 2月27日(水)～28日(木)

【ところ】 太子町まちづくり観光交流センター

【対象】 ①太子町の住民
②第一種普通免許証を所持し、普段から運転をしている人
③ボランティア活動に興味があり、活動したい人

【定員】 15人

【参加費】 無料

【申込】 2月15日(金)までに、電話でお申込みください。

※先着順。定員になり次第終了。

◆申込・問合せ 太子町社会福祉協議会 ☎98-1311

● 介護予防講座 ③ ●

えがお戦隊介護マン来たる！

高齢化社会となり、以前と違って介護することは家でも介護現場でも大変になってきています。そこで今回「介護ってどんなものなんだろう？」ということ伝えるため、介護マンが太子町に来ます。

介護マンは「介護の魅力を楽しくみんなに伝えたい」との思いから生まれ、大阪府内の様々なところで介護のイメージが楽しくなるショーを披露し活躍しています。この機会にぜひ、介護マンと共に楽しく学んでいきましょう。

【と き】 2月24日(日) 午前10時30分～正午

【ところ】 地域密着型特別養護老人ホーム ふくの音

【内容】 お話「介護ってどんなものなんだろう？」
高齢者の体や介護現場を楽しく知りましょう。
介護マンによるヒーローショー

【参加費】 無料

※駐車スペースがあります。

◆問合せ

地域包括支援センター（高齢介護課）

☎98-5538

地域密着型特別養護老人ホーム ふくの音

☎80-3361



● 働きながら介護をするための制度があります ●

家族の介護が必要になったら…仕事を辞めなければならないと考えていませんか？

育児・介護休業法では、退職せずに仕事と介護を両立できるよう、「介護休業」「短時間勤務等措置」「介護休暇」「所定外労働免除」「時間外労働制限」「深夜業制限」の各制度を定めています。

介護が必要な状態は長期化することがあります。介護が必要な期間全てをご自身が介護をするのではなく、要介護（要支援）認定の申請、ケアマネジャーを決める、介護施設の見学をするといった、今後の介護体制の準備を行うための期間に、緊急避難的に介護休業を利用するなど、介護保険サービスもうまく活用しながら仕事と両立させましょう。

パートや契約社員、アルバイトで働いている場合や、会社の就業規則に定められていない場合でも、一定の要件を満たせばこれらの制度が利用できます。

介護休業期間中、要件を満たせば介護休業給付を受けることができます（詳しくはハローワークへお尋ねください）。

◆相談・問合せ 大阪労働局雇用環境・均等部 指導課

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階 ☎06-6941-8940

開庁時間 月～金(土日祝除く) 午前8時30分～午後5時15分

マイナンバーカードの臨時休日交付窓口を開設します（予約制）

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。

平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

マイナンバーカード受け取りの流れ

申込まれたマイナンバーカード（個人番号カード）ができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書（ハガキ）が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください（15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください）。住民人権課で本人確認の

うえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

【と き】 2月16日(土) 午前9時～正午

【ところ】 住民人権課

※当日は予約制です。2月13日(水)までにご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、町ホームページでご確認ください。

※証明発行、届出などの通常業務は行っていません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515



子育て応援ナビ



こんぺいとう広場 ③

こんぺいとう広場では、松の木保育園、やわらぎ幼稚園で園庭開放を行っています。

【とき】○松の木保育園 2月12日(火)
○やわらぎ幼稚園 2月27日(水)

開放時間：午前9時45分～11時

【対象】1歳～4歳未満のお子さんと保護者

【内容】各園へお問い合わせください。

※着替え、水筒(お茶)、タオルなどをお持ちください。

※おもちゃ、お菓子は持ってこないでください。

※予約不要。

※車でのお来園をご遠慮ください。

◆問合せ 松の木保育園 ☎98-2882
やわらぎ幼稚園 ☎98-1402
子育て支援課 ☎98-5596



おひさまひろば ③

子どもを安心して遊ばせたり、様々な人と情報交換したり、たまにはほっと一息つきたい、ちょっと悩みを聞いてほしい、そんな声にお応えする場所です。

子育てをしているお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、お子さんと一緒に遊びに来てください。

【とき】2月1日、8日、15日、22日 毎金曜日
午前9時45分～午後4時

【ところ】町立幼稚園2階 おひさまひろば

【対象】未就園児と保護者

※今月のおひさまひろば「ぶらす」は中止です。

※ベッドがあるので生後2、3か月のお子さんと参加して頂く事も可能です。

※予約は不要です。開放時間内にお越しください。

※お持ち頂いた昼食を食べて頂くことが出来ます(離乳食も温められます)。

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

すこやかホール開放 ③

みんなで遊べるようホールを開放しています。

相談・身体測定をご希望の方は母子手帳をお持ち頂き、受付時間内にお越しください。

【とき】2月13日(水)、27日(水)

午前9時30分～11時30分

受付：午前9時30分～10時30分

【ところ】町立保健センター2階 すこやかホール

【対象】就園前までのお子さんと保護者

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

ひとり親家庭などの出張相談窓口

ひとり親家庭の皆さんに対して、就業や生活、子育てなどについての相談や情報提供などの支援を行うため、専任職員による出張相談窓口を開設します。

また、富田林子ども家庭センターでは随時、母子・父子自立支援員が面接、または、電話で相談に応じています。

【とき】2月4日(月) 午後2時～4時

【ところ】役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

富田林子ども家庭センター生活福祉課

☎25-1131

タッチケア(ベビーマッサージ)講座 ③

この講座では、赤ちゃんとお母さんが、見つめ合ったり語りかけたりしながら、赤ちゃんの肌にふれる・なでる・マッサージをするなどの手技を学びます。

赤ちゃんとお母さんが心がつじ合う、ほっとする優しい時間を一緒に過ごしませんか。

この講座は偶数月の第1水曜日の赤ちゃん会開催中に行います。

【とき】2月6日(水)

午前10時30分～11時30分

【ところ】町立保健センター

【対象】1歳半までのお子さん

【参加費】無料

【持ち物】バスタオル・さ湯・お茶など

【申込】不要

※相談・計測をご希望の方は、午前9時30分～10時までに受付にお越しください。講座のみ受講したい場合は午前10時30分にお越しください。

※兄弟児のご参加をご遠慮ください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

2月は児童手当の支給月です

児童手当を受給している人に対し、2月5日(火)に10月～1月分の児童手当を指定口座に振り込みますので、ご確認ください。

なお、住所、受給者、子どもの人数、振込先に変更があった場合は、必ず届出をしてください。

◆問合せ

子育て支援課 ☎98-5596

児童手当を受けるための手続き

出生や転入などにより新たに受給資格が生じたときは、申請(認定請求)が必要です。公務員の場合は勤務先にご申請ください。

児童手当は原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日など(異動日)の翌日から

15日以内の申請であれば、異動日の属する翌月分から支給します。

手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。また、受給事由がなくなり、届け出がないまま受給されると手当の返還が生じますのでご注意ください。

すでに児童手当の認定を受けている人も次の場合は手続きが必要です。

- 受給者、または、児童の氏名や住所が変わったとき
- 養育する児童の数に増減があったとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 支払金融機関を変更したいとき(受給者名義の口座に限る)
- 国内に居住しなくなったとき
- 児童が児童福祉施設などに入所、または、退所したとき

◆問合せ 子育て支援課 ☎98-5596

気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

アフリカンマリンバアンサンブル

太子町人権協会、子どもの人権を守る部会の主催のコンサートを行います。参加費は無料ですので、どなたでもお気軽にご参加ください。アフリカの民族音楽の演奏や伝統楽器の体験プログラムもありますので、一緒に楽しみましょう。

【とき】2月2日(土) 午後2時
開場：午後1時30分

【ところ】町立万葉ホール

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515



太子町人権協会主催の研修会

太子町人権協会主催の研修会を行います。講師は、太子町の教育現場でも活躍されているスクールソーシャルワーカーの森本 智美さんです。地域社会で子どもたちの育ちを地域で見守り、支えていくための環境づくりを一緒に考えてみませんか？

参加費は無料ですので、どなたでもお気軽にご参加ください。

【とき】2月7日(木) 午後2時～3時30分
開場：午後1時30分

【ところ】太子町まちづくり観光交流センター1階 研修室

【テーマ】地域社会で子どもを育てる～スクールソーシャルワーカーの学校での取り組みから見えること～

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

第37回南河内人権啓発推進大会

第37回南河内人権啓発推進大会を行います。

【とき】3月23日(土)
午後2時～3時30分

【ところ】松原市文化会館
【内容】はるな愛講演会～一人ひとりの個性があって、ええねんで！～

【定員】540人
【申込】2月12日(火)～定員に達するまで

①往復ハガキに、住所・氏名・電話番号・参加人数(2人まで)を明記して送付。
宛先：〒559-8555
大阪市住之江区南港北-14-16
大阪府人権局宛

※2月12日(火)以降の消印有効。

②インターネットで、大阪府のサイトにアクセスして応募
URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/course/index.html>

【主催】大阪府
【共催】人権啓発推進南河内協議会

◆問合せ 大阪府人権企画課 ☎06-6210-9281



人権コラム「よき日へ」

エシカルとAIと人権

大阪教育大学 佐久間 敦史

SHOCK～食×グローバル×衝撃～めざせ究極のエシカル×ニュー、エシグランプリー！
ACTION～現代を生きるためにさげはならない問題～A-時代を想像しよう！

(SDGs)の17目標の12番目「つくる責任つかう責任(持続可能な消費と生産)」を達成することにつながります。また、「飢餓をゼロ」「ジェンダー平等」「気候変動」「平和と公正」などの目標にも関わります。

さて、何のタイトルがお分かりでしょうか。実は、小学校の授業です。昨秋、府内の小学校で、全国の教職員に向けた公開授業研究会が開催されました。文部科学省に委託された人権教育の研究です。その5・6年生の「総合的な学習」のタイトルです。5年生の「エシカル(＝倫理的)」は、人の守るべき道徳や行動規範に沿うことですが、派生して、「今では、人や社会、地球環境、地域に配慮した考え方や行動のことをさす」(一般社団法人エシカル協会HP)と説明されています。例えば消費者庁は、「エシカル消費」について、「何を買つか考えるときのひとつの尺度」として、エコなどの「環境」、フェアトレードなどの「社会」、障がい者支援などの「人」、輸送エネルギーを減らす地産地消や被災地の特産品を消費する「地域」、そして「生物多様性」の、それぞれに配慮した消費を行い、「世界の未来を変えるのは、あなたの日々の消費です」とアピールしています。

6年生のA-1(人工知能)に関しては、A-1が人間の脳を超えるときされる「技術的特異点」が2045年(あるいは、もっと早く)におとずれるとされています。そんな時代を生きる子どもたちに文部科学省は、A-1などにより生活がより快適で効率的になることに気付かせるとともに、「人間らしさとは何か」「人間にしかできないこととは何か」「人間としてどのように暮らしていけばいいのだろうか」など、自分の生き方を考え直すことも期待(小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編、2017)としています。

A-1の発達に対して、人間らしく、人間にしかできない「まなざし」や「ぬくもり」で人とかわり、人として優しく暮らしていくことは、人権の理念なしには成立しません。そして、児童労働やフェアトレード、輸送エネルギーの削減による環境への配慮など、グローバルな課題としてとらえれば、米や野菜、果実や畜産物などの地産地消も、実は、人権が尊重される世界を築くための重要な要素なのです。

嘱託員・アルバイト募集

【申込書類】 エントリーシート（写真貼付）及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートは秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【採用方法】 受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。面接日時は別途連絡します。

【申込場所】 役場庁舎3階 秘書課

【任用期間】

嘱託員 平成31(2019)年4月1日～2020年3月31日

アルバイト 平成31(2019)年4月1日～2019年9月30日

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。

【申込期間】 2月1日(金)～20日(水) 午前9時～午後5時30分

※土日、祝日は除く。

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
嘱託員	保健師	1人	成人保健、母子保健にかかわる事業（健康相談、健診など）	224,500円 (月額)	【勤務時間】 午前9時～午後5時15分 【休日】 土日及び祝日（ただし、イベントなどにより出勤の場合あり） ※社会保険あり。 ※交通費支給。	保健師資格 普通自動車運転免許 (AT限定可)
	放課後児童支援員	3人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	181,600円 (月額)	【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 午後0時45分～6時15分 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 午前8時～午後6時15分 ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり。 ※交通費支給。	③を必要とし、かつ、①、②のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、社会福祉士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験（2年以上）を有する人
アルバイト	放課後児童支援員	5人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,080円 (時給)	【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。 ※交通費支給。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、社会福祉士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験（2年以上）を有する人
	放課後児童補助員			970円 (時給)		資格要件はありません
	大道旧山本家住宅施設管理	1人	来館者受付、清掃	970円 (時給)	【勤務時間】 午前9時30分～午後4時30分 土日及び祝日（通年） (各日1人勤務を3人でローテーション)	資格要件はありません
一般事務補助	若干名	役場庁舎内での一般事務補助	970円 (時給)	① 【勤務時間】 午前9時～午後3時 週2日～3日程度 ※交通費支給。 ※①のみ、任用開始は5月7日からです。 ② 【勤務時間】 午前9時～午後4時 週3日～4日程度 ※交通費支給。 ③ 【勤務時間】 午前9時～午後5時 月～金曜日の週5日勤務 ※社会保険あり。 ※交通費支給。		

2019たいしくんスマイル

～みんなが健康で笑顔のまちに～

【事業概要】 健康増進を図るため、健康診査やがん検診、各種健康イベントをスマイル（ポイント）化し、一定のスマイルを貯めることで参加賞がもらえます。さらに抽選で記念品が当たり、楽しみながら個々に健康への関心を深めて頂く事業です。

【対象者】 太子町全住民

【実施期間】 平成31（2019）年1月1日（火）～12月31日（火）

【応募期間】 2019年8月1日（木）～2020年1月9日（木）

【対象事業】

たいしくんスマイル対象事業とは、次の各事業です。詳しくは、広報太子、または、町ホームページでご確認ください。広報太子の紙面上で、スマイルマークが記入されている事業は、たいしくんスマイルの対象事業です。

- ・実施期間中に受診された健康診査やがん検診
- ・実施期間中に行われた各種健康イベントなど
- ・実施期間中に行った個々の健康への取り組み



3スマイルマーク



5スマイルマーク



8スマイルマーク



10スマイルマーク

【記念品及び参加賞】

- ・記念品 コースを選択して頂き抽選により当選
- ・参加賞 たいしくんオリジナル缶バッジなど

※抽選は1月のたいし聖徳市（2020年1月）で行う予定です。当選者の氏名については、公表させていただきますので、ご了承ください。

【応募方法】

①たいしくんスマイル対象事業に参加、協力（ボランティア）し、たいしくんスマイルポイントのスタンプを押してもらってください（応募には50スマイルの内、対象事業への参加などによるポイントが最低3ポイント必要です）。

②健康づくりの自主取り組みを行なったら、「自主」と記入し日付を入れてください（1日につき1スマイルまで）。

③50スマイルが貯まったら応募できます。ただし、自主取り組みのみでの応募はできません。

④1人につき1回までの応募となります。

※応募に必要なスマイルカードは保険医療課及び健康増進課窓口で配付しています。

●スマイルカードの記入方法



●自主目標（参考例）

大人編 自己の目標設定（例）	
1日 8,000 歩以上歩く	
1日 60分ウォーキング(ジョギング)する	
お酒を飲まない日を作る	
1日 350gの野菜を食べる	
食事の際は野菜から先に食べる	
子どもよう も(ひょう)チャレンジ（例）	
しゅくじのあとにしっかり歯をみがく	
あさごはんをしっかり食べる	
そとであそぶ	
すききらいになくなんでも食べる	
よる9時まで寝る	

※1日に複数取り組んだとしても1スマイルになります。

【後援団体】 大阪府、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会、大阪府国民健康保険団体連合会

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520 保険医療課 ☎98-5516

今月号の「地域公共交通について考える」はお休みです。

クーリング・オフを活用しましょう

あきらめないで！契約解除ができるかも！

クーリングオフとは？

クーリングオフ（Cooling-off）とは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引の場合に、頭を冷やして良く考え直す期間を消費者に与え、この一定の期間（熟慮期間）内であれば、消費者が業者との間で締結した契約を、無条件で契約解除できる制度です。

ただし、クーリングオフには適用される取引と期間があります。

販売・取引	販売方法（詳しい規定・条件は省いております）	法定期間
訪問販売	店舗外での訪問販売。キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠（SF）商法（ビラなどで誘われ会場などに行き、閉鎖的状況の中で契約）は店舗契約を含む。	8日間
電話勧誘販売	電話により勧誘されて行った契約。	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービス。	
業務提供 誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法。	20日間
連鎖販売取引	マルチ商法など（商品を買うなどの負担をして、その買った商品などを他人に売ることでマーキングが得られる契約）。	

記載例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日
 商品名 ○○○○○
 契約金額 ○○○〇〇円
 販売会社 株式会社○○○○
 ○○○営業所
 担当者 ○○○○

支払った代金○○〇〇円を返還し、商品を引き取ってください。

平成〇年〇月〇日

住所 大阪府南河内郡太子町大字山田88
 氏名 太 子 太 郎

【クーリングオフできない場合】

- 通信販売で購入した場合
- 消費者がセールスマンを呼び寄せて購入した場合
- 自動車及び自動車リース、葬儀
- 自分から店に出向いたり、業者を呼んで購入した場合
- 3,000円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合

【クーリングオフの方法】

記載例を参考にご明記ください。

証拠を残すため、必ず両面のコピーを取り、簡易書留、または特定記録郵便など、日付がわかる方法で、販売会社に郵送しましょう。

クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同様の通知を行います。

クーリング・オフ期間内に通知書を郵送してください。

◆問合せ

消費者ホットライン ☎0570-064-370
 大阪府消費生活センター ☎06-6945-0999
 富田林市消費生活センター ☎25-1000
 観光産業課 ☎98-5521



▲浅野町長(かつみん)

□ ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

パソコンメーカーが回収し、再資源化します。

回収の申し込みは、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口まで。
 （ホームページからの申し込みもできます）

自治体・販売店などでの回収・申し込みの受付は行っていません。

PC リサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。
 マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金を負担いただきます。

詳細は・・・

PC3R

検索

回収するメーカーがないパソコン（自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど）は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

PC3R

対象機器：
 デスクトップパソコン本体
 ノートブックパソコン
 CRTディスプレイ
 CRTディスプレイ一体型パソコン
 液晶ディスプレイ
 液晶ディスプレイ一体型パソコン

一般社団法人
 パソコン3R推進協会
<http://www.pc3r.jp/>
 TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

お知らせ

第15回 草笛の家 作品展

河南町にある障がい者支援施設「草笛の家」です。

今年は利用者が力を合わせ「色と形〜つなぐ未来〜」をテーマに制作した作品と、地域の小学校と合同で制作した作品の展示会を行います。ご来場された人先着100人に粗品をご用意しています。入場は無料です。みなさまのご来場を心よりお待ちしております。

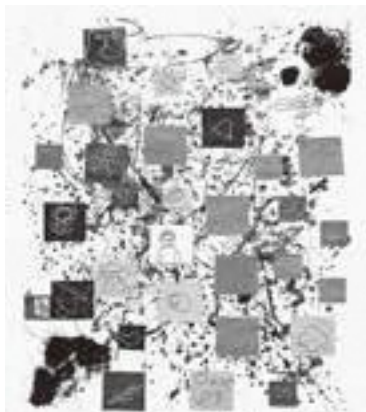
【と き】 3月2日(土)

午前10時～午後3時30分

【ところ】 すばるホール3階 展示室

【入場料】 無料

【主 催】 社会福祉法人マイウェイ福祉の会 草笛の家



◆問合せ 草笛の家 作品展実行委員
☎90-3500

南河内環境事業組合 入札参加資格申請受付

南河内環境事業組合では、2019・2020年度の建設工事や測量・建設コンサルタントなどの業務への入札参加資格申請の中間受付を行います。

なお、前年度受け付けたものは提出の必要はありません。

【登録有効期間】

平成31年4月1日から2年間

【提出要領配布】

2月22日(金)まで

午前9時～午後5時30分

※土日、祝日を除く。

【配布場所】

南河内環境事業組合第1清掃工場

※ホームページ (<http://www.>)

minamikawachi-kankyo.or.jp) からダウンロードできます。

【提出方法】 郵送のみ

【受付期間】 2月1日(金)～22日(金)

※22日消印有効。

◆申込・問合せ

〒584-0054 富田林市大字甘南備2345

南河内環境事業組合総務企画課

☎33-6584

柔道・剣道練習生募集 ～お子さんの心身を鍛えませんか～

【と き】 柔道：毎週水・金曜日

剣道：毎週火・木曜日

午後5時～7時

【ところ】 富田林警察署4階

柔道・剣道場

【対 象】 平成31年度小学3年生～

中学2年生

【目 的】 柔道・剣道をつうじて心身を

鍛え、少年の非行防止と健全

育成をはかる

【募集期間】 3月1日(金)～29日(金)

【募集人数】 柔道・剣道とも若干名

※入会金・月会費が必要です。詳しくは、お問い合わせください。



◆問合せ

富田林警察管内少年柔道・剣道推進会
(富田林警察署少年係内)

☎25-1234

催し

花の文化園 2月イベント

■コタツに入ってめくめく梅見物

2月19日(火)～3月24日(日)

梅園でコタツに入って観梅が楽しめます。今年はなんとコタツを増設!

■クリスマスローズと春の草花展(イベントホール展示)

2月19日(火)～3月3日(日)

原種を含むクリスマスローズと春の草花につつまれるひとときをお楽しみください。

■2月の見頃の花のご紹介

2月上中下旬 ラケナリア

2月初旬 セツブンソウ

2月上旬～3月中旬 梅

■花の文化園

2月の開園時間：午前10時～午後5時

(入園は閉園の1時間前まで)

2月の入園料：大人540円 高校生220

円 中学生以下無料

◆問合せ 大阪府立花の文化園

☎63-8739

みなみかわち歴史ウォーク

第3回「日本遺産の竹内街道と世界文化遺産登録を目指す古市古墳群を歩く」

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会では、今なお残る歴史をテーマに、古墳、社寺、文化遺産などを訪れるウォーキングを行います。ぜひ、ご参加ください。

【と き】

2月24日(日)

受付：午前9時30分～10時

※雨天決行。荒天予備日は3月3日(日)です。

【ところ】

布忍神社(受付・スタート)

【申 込】

参加自由(事前申込不要)

【参加費】

無料(拝観料などは自己負担)

【コース】

布忍神社(受付・スタート)→王仁の聖堂址→竹内街道(大師堂)→丹治はやプラザ→仁賢天皇陵古墳→峯ヶ塚古墳→白鳥陵古墳→墓山古墳→誉田八幡宮→応神天皇陵古墳→大鳥塚古墳→古室山古墳→仲姫命陵古墳→古室八幡神社(ゴール)≪徒歩約13キロ≫

【参加特典】

・参加賞(参加者の中から抽選でプレゼント)

・完歩賞(シリーズ全3回を完歩した人全員に賞品をプレゼント)

※完歩賞を受け取られる人は、第1回、第2回参加済みのスタンプが押されたスタンプ台紙を必ずお持ちください。

◆問合せ 華やいで大阪・南河内観光キ

ャンキャンペーン協議会事務局(松

原市役所 市民生活部 観光課

内) ☎072-334-1550(代表)



消費者啓発講座「はっきり断ろう!あやしい儲け話や甘いワナ!」

富田林市消費生活センターに寄せられている事例や最近の社会情勢から、身近な消費者トラブルを知り、消費者として適切な知識を身につけるための啓発講座を行います。ぜひ、ご参加ください。

【と き】 2月18日(月)
午後2時～3時30分

【ところ】 太子町まちづくり観光交流センター2階 第1会議室

【講師】 消費生活相談員
田中 千香子

【内容】 ・富田林警察からのお知らせ
・平成30年度に問い合わせの多い事例紹介
・あなたならどうする?トラブルに繋がらないための対処法
・知っていますか?クーリング・オフの方法
・食品ロスについて

【定員】 20人

【参加費】 無料

◆問合せ

富田林市役所商工観光課
☎25-1000 (内線483)

無料法律相談会

大阪府内一斉の無料法律相談会を行います。相談を希望する人は、申込みが必要です。

【と き】 3月2日(土)
午後1時～4時

【ところ】 太子町まちづくり観光交流センター1階 研修室1

【相談枠】 30分×6コマ

【申込】 2月4日(月)～22日(金)の平日午前9時～午後5時まで受け付けます。

※相談枠が埋まり次第締め切ります。

◆申込・問合せ

総務政策課 ☎98-0300

行政書士無料相談

大阪府行政書士会では、行政書士による無料相談を行います。

【と き】 2月23日(土)

午後1時30分～4時30分

【ところ】 富田林市市民会館(レインボーホール) 梅の間・竹の間

【内容】 相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約、各種許認可などの相談

※希望する人は平日の午前10時～午後6時の間に電話でご予約ください。

◆申込・問合せ

大阪府行政書士会南大阪支部
無料相談担当 濱田 ☎50-1110

2月は 洗剤 お風呂 洗い物 ちょっとの工夫で きれいな川に 生活排水対策推進月間 & 大和川流域水質改善強化月間

大和川の水の汚れの原因の約7割がトイレや台所、お風呂、洗濯など日常生活から出る「生活排水」です。この生活排水の影響は、河川流量が減少する冬期に大きくなります。

大阪府では2月を「生活排水対策推進月間」、大和川流域では「水質改善強化月間」とし、ご家庭からの生活排水をできるだけ汚さずに流すための工夫を呼びかけています。

何をしたらいいの?→例えばこのような工夫ができます。

1 量さない

①食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう!

「アサダ」
残った次の日に活用できるよう冷蔵庫で保存しましょう!

2 ぶき取る

②食器やフライパンなどの汚れは拭き取ってから洗きましょう!

「アサダ」
食器などをカットして使えばムダなゴミもありません!

3 流さない

③食べ残しや残りクスを直接流さないようにしましょう!

「アサダ」
三角コーナーや水切りネットを手早く洗剤で洗って清潔にしましょう!

・油は使い切る工夫をし、捨てる場合は、流しに流さずに新聞紙に吸い込ませたり、固化するなどしましょう。
・石けん、洗剤、シャンプーなどは適量を使いましょう。
※下水道や合併浄化槽などを利用していても、これらの取り組みは、処理施設への負担を減らすためにも有効です。

◆問合せ 生活環境課 ☎98-5522

2月の「し尿」収集日	収集日	種類	2月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
	6日(水)	小型		もえるゴミ	1日・5日・8日・12日・15日・19日・22日 26日 (毎週火・金曜日)
6日(水)	一般	粗大ゴミ	13日・27日 (第2・第4水曜日)		
19日(火)	2回取り	ビン・カン混合	11日・25日 (第2・第4月曜日)		
		金属類	6日・20日 (第1・第3水曜日)		
		ペットボトル	28日 (第4木曜日)		
		プラスチック製容器包装	7日・21日 (第1・第3木曜日)		

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。
※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。

労働

南河内求人企業説明会&面接会

ラクな通勤、ゆとりある暮らし、やっぱり地元で働きたい

南河内の企業が集まり、合同就職面接会を行います。企業から、仕事内容などの説明を聞くこともできますので、この機会に、ぜひ、ご参加ください。

【とき】

2月21日(木) 午後1時～4時

【ところ】

河内長野市立市民交流センター（キックス）3階

【内容】

①求人企業説明会&面接会

参加企業 10社（予定）

持ち物：履歴書（企業との面接を希望する人は必ずお持ちください。複数の企業との面接も可能ですので、予備の履歴書をお持ち頂くことをおすすめします。）

ハローワークの紹介状（なければ当日ハローワークで発行）

②直前対策！面接印象UPセミナー

午後1時～2時

定員 30人（先着順）

2月6日から電話、または、メールで河内長野市産業観光課へお申込みください。

☎53-1111（内線486）

メール：sangyou@city.kawachinagano.lg.jp

③セブン-イレブンシニアスタッフお仕事説明会

④各種相談コーナー（若者の就労相談、女性就労相談、障がい者就業・生活相談、中高年齢者就業相談、シルバー人

材センター就労相談、労働相談、社会保険・労働保険相談、総合生活相談、ひとり親家庭生活相談）

【参加費】 無料

◆問合せ

雇用促進広域連携協議会（富田林市商工観光課）

☎25-1000（内線482）

大阪府総合労働事務所「労働相談」

「賃金を払ってくれない」「職場のハラ・セクハラ・パワハラなど」その他の働く上でのトラブルに関する相談をお受けします。

【とき】 月～金曜日

午前9時～午後5時45分

【ところ】 ①大阪府総合労働事務所（大阪市中央区）

②同南大阪センター（堺市西区）

【相談方法】 電話、または、面談

【夜間相談】 第1・2・3・5木曜日は

①で、第4木曜日は②で、午後8時まで（祝日の場合は翌日）

◆相談・問合せ 大阪府総合労働事務所

☎06-6946-2600

同南大阪センター

☎072-273-6100

空家

太子町空家等対策協議会傍聴

【会議名】

第3回太子町空家等対策協議会

【とき】

2月22日(金) 午前10時

【ところ】

太子町まちづくり観光交流センター1階 研修室1・2

【定員】

6人

【傍聴手続】

開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名をご記入ください。受付は先着順で行います。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

空家の利活用についてのワークショップ

現在、空家が社会問題となっています。町内でも空家と思われる家が増えつつあります。その一方で、空家を資源と捉え、利活用したビジネスや地域おこしが各地で盛んに行われています。

空家の利活用から町の魅力につなげる取り組みを一緒に考えませんか。空家について悩んでいる人、太子町の魅力づくりに興味のある人、太子町の未来を担う地域の皆さんのご参加をお待ちしています。

●第1回

【とき】 2月2日(土) 午後2時

【ところ】 太子町まちづくり観光交流センター前集合

【内容】 町内フィールドワーク、活用事例見学、グループディスカッション

●第2回

【とき】 2月23日(土) 午後2時

【ところ】 太子町まちづくり観光交流センター1階 研修室

【内容】 空家の利活用手法についての講演、グループディスカッション

【定員】 20人（両日とも）

※定員になり次第受付終了。

参加希望の方はご連絡ください。

◆申込・問合せ 観光産業課 ☎98-5521

2月の相談	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	12日(火)	13:00～15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)～(金)	9:00～16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)～(金)	9:00～17:00	教育委員会	学務指導課 ☎98-5532
	人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	12日(火)・25日(月)	13:30～15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午～午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

健康保険

整骨院・接骨院、はり・灸・あんま・マッサージのかかり方

整骨院や接骨院で柔道整復師による施術を受けられた場合や、はり・灸・あんま・マッサージを受けられた場合、健康保険の対象となるケースは限られています。正しくご理解頂き、適切な受診をすることで医療費の適正化にご協力をお願いします。

①整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けたとき

[健康保険が使える場合]

- 骨折・脱臼・打撲・ねんざ（肉ばなれを含む）
- ※骨折・脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

[施術を受けるときの注意]

- 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。
- 柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名押印してください。
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負担などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。

②医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージなどを受けたとき

[健康保険が使える場合]

●はり・灸

- 神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛

を主症とする疾患

●あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

[施術を受けるときの注意]

- 保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書、または、診断書が必要です。
- 単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・灸施術を受けても保険の対象にはなりません。

★柔道整復などの施術を受けられたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

◆問合せ

大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎06-4790-2031（後期高齢者医療保険について）
保険医療課 ☎98-5516（国民健康保険について）

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。

相談希望の人は、2月8日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

[と き] 2月14日(木)
午後1時～3時

[ところ] 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

避難行動要支援者名簿登録

町では、地震などの災害が起きたときに自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などを対象に「避難行動要支援者名簿」の登録を勧めています。

この名簿は、災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、普段からの備えに役立てられます。名簿登録者の氏名、住所、年齢などの個人情報を日頃から地域へ情報提供するために、登録には本人の同意が必要となります。

詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 福祉課 ☎98-5519

交通安全

自転車などの放置はやめましょう

自転車やバイクを路上などに放置すると、歩行者や車いすの通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因ともなり大変危険です。特に、駅周辺は放置禁止区域となっていますので、必ず駐輪場を利用しましょう。

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

住民票、印鑑証明書など
証明書のデザインが変わります

2月12日(火)から、新システムの導入により、住民票、印鑑証明書など各種証明書のデザインが変わります。証明内容に変更はありません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

平成30年分確定申告作成会場

富田林税務署の申告作成会場は、「すばるホール」で2月18日（月）から開設します。

【とき】 2月18日（月）～3月15日（金） 午前9時～午後4時

※2月24日（日）、3月3日（日）は開設します。

※混雑により早めに相談受付を終了する場合があります。

※作成済みの申告書などを提出される人は、税務署の窓口、または、郵送でご提出ください。

※「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を受けた人は、マイナンバーカード、ICカードリーダーをお持ちでなくても、ご自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告書を提出する事ができます。

●平成30年分の申告期限、納期限について

税目	申告及び納期限	口座振替日	
		確定分	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日（金）	確定分	4月22日（月）
		延納分	5月31日（金）
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月1日（月）	4月24日（水）	
贈与税	3月15日（金）		

○申告書の提出について

申告書は、国税ホームページの「確定申告作成コーナー」で作成できます。給与所得者、または、公的年金所得者向けの申告作成画面を設定しています。初めての人でも操作がしやすい画面となっていますので、ぜひ、ご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを用意すれば、e-Taxで申告書を提出（送信）できます。

また、税務署が発行する「IDとパスワードを事前に取得して頂ければ、マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちでない人でも、ご自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxが可能になります。詳しくは、e-Taxホームページ「e-Tax利用の簡便化の概要について」（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

e-Tax以外の方法で申告書を提出される場合は、税務署の窓口へ直接お持ち頂くか、郵送でご提出ください。

なお、作成済みの申告書は、2月15日以前でも提出できます。

○医療費控除について

平成29年以降の確定申告から、医療費控除を受ける場合「医療費控除明細書」の添付が必要となり、領収書の提出は不要になりました。

◆問合せ 富田林税務署 ☎24-3281

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

住民手づくり

第192回 たいし

聖徳市

開催

毎月第3日曜日に青空市を行います。当日は、様々な店が並びますので、ぜひ、お越しください。

※たいし聖徳市では、年間をつうじて出店者を募集しています。

出店をご希望の人は、太子町観光・まちづくり協会までお申込みください。

※たいし聖徳市実行委員会では、青空市をつうじて、活発な明るい調和あるまち創りをめざしています。

【とき】 2月17日（日）

午前10時～午後2時

【ところ】 太子・和みの広場

◆問合せ

太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600



自衛官等募集

●自衛官候補生

[特別職国家公務員の身分と待遇]

- ・期末手当年2回
- ・週休2日制、祝日、年末年始休暇など
- ・被服類、寝具、食事、宿舍費は無料

[将来について]

- ・所要の教育を経て、3か月後に2等陸・海・空士に任用
- ・任用期間終了後は民間企業へ就職したり、引き続き自衛官として勤務を希望する場合は、選考により2年を任期として継続任用されます。
- ・選抜試験に合格すれば曹へ進むこともできます。

[応募資格]

- ・日本国籍を有する人
- ・採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の人

[受付期間]

- ・受付は年間をつうじて行っています。

[試験期日及び試験場]

- ・受付時にお知らせします。

※詳しくは、お問い合わせください。

●予備自衛官補《一般：技能》

予備自衛官補とは、必要な教育訓練を受け、終了後に予備自衛官となる制度です。

[受付期間]

1月7日(月)～4月12日(金)

[試験期日]

4月20日(土)～24日(水)のうち1日

[合格発表]

5月下旬

[採用対象]

自衛官未経験者

[採用年齢]

一般：日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人

技能：日本国籍を有する18歳以上で国家免許資格などを有する人（資格により53歳未満～55歳未満の人）

※詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ

自衛隊大阪地方協力本部

富田林地域事務所

☎24-3799

FAX24-3999

大阪府議会議員選挙の 投票立会人募集

●期日前投票所

[募集人数] 8人(1日につき1人)

[立会日] 3月30日(土)～4月6日(土)
のうち1日

[立会時間] 午前8時30分～午後8時

[報酬] 9,500円

※所得税が源泉徴収されます。

●投票所

[募集人数] 10人(投票所ごとに2人)

[立会日] 4月7日(日)

[立会時間] 午前7時～午後8時

[報酬] 10,700円

※所得税が源泉徴収されます。

[応募資格] 各投票区の選挙人名簿に登録されている人

※特定の候補者の選挙運動に積極的に携わっている人や候補者の親族はご遠慮ください。

[食事] 昼食を提供

[申込方法] 所定の申込書に必要事項を明記し、持参、郵送、ファックスのいずれかの方法によりご応募ください。

※申込書は太子町選挙管理委員会事務局(住民人権課)にあります。町ホーム

ページからもダウンロードできます。

[応募締切] 2月20日(水)必着

◆申込・問合せ

〒583-8580 太子町大字山田88番地

太子町選挙管理委員会事務局

☎98-5515

FAX98-2773

大阪障がい者職業能力開発校 平成31年度4月入校生募集

大阪障がい者職業能力開発校は、障がい者の特性を理解し、個々に必要な訓練を身につける障がい者のための訓練施設です。

平成31年度4月入校生を募集しています。

[募集科目]

CAD技術科、Webデザイン科、OAビジネス科、オフィス実践科、ワークサービス科

[見学会]

ワークサービス科 2月15日(金)

その他科目 2月27日(水)

[願書配布場所]

府内の公共職業安定所(ハローワーク)など

[願書受付期日]

3月4日(月)まで

※ワークサービス科は2月22日(金)までです。

[受付場所]

居住地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)

※詳しくは、ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-shogaiasha/hp/index.html>)をご覧ください。

大阪障害者職業能力開発校

◆問合せ

大阪障害者職業能力開発校

☎072-296-8311

太子町地域公共交通網形成計画(案)に対する パブリックコメント(住民等意見)の募集

町では、地域公共交通のマスタープランとなる「太子町地域公共交通網形成計画」(平成31年度から)の策定に取り組んでいます。このたび地域公共交通網形成計画の案をまとめましたので、皆さんの意見を募集します。

【募集案件】 太子町地域公共交通網形成計画(案)

【募集期間】 2月1日(金)～3月1日(金)

※郵送の場合は消印有効です。

【案件資料の閲覧・配布場所】 ①町ホームページ
②総務政策課窓口(役場庁舎3階)
③情報コーナー(役場庁舎3階)

【意見の提出先・提出方法】 様式は自由です。意見には、氏名、住所を明記のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

①Eメール：webmaster@town.taishi.osaka.jp

②郵送：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町山田88番地 太子町総務部総務政策課宛

③ファックス：98-4514(総務政策課宛)

④窓口：総務政策課

【意見提出の留意事項】 (1)意見の提出方法、期限を守ってください。
(2)意見の提出に際しては、氏名、住所を明記してください。
(3)意見を提出できるのは、下記に該当する人です。
・町内に在住・在勤・在学する人
・町内に事務所、または、事業所を有する個人及び法人その他団体
・上記に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する人
(4)提出頂いた意見の情報の全部、または、一部を公表することがあります(氏名、住所の個人情報は公表しません)。
(5)意見に対する個別回答はしません。

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300